

第84回通常総代会議案ダイジェスト

第57期事業報告&第58期事業計画について

開催日：2023年10月19日(木) / 開催場所：東京・東武ホテルレバント東京

1 第57期(2022年8月～2023年7月) 事業報告

電通共済生協グループ(以下、生協グループ)第3期「中期事業計画」(2022.8～2025.7)の初年度である第57期は、コロナ禍における新たな働き方が定着する環境の中で、生協組合員・家族の「安心・安全」に寄与する“自家共済”の持続可能性を堅持していくための“起点”の年度として、「One Seikyo-Group」による強力な事業推進と、基本組織との“協働”によるDソリューションの着実な実践に取り組んできました。

第57期のスタートにあたり、生協グループと基本組織は、今一度、「相互扶助・助け合い」を基調とする“労働運動としての福祉活動(福祉の増進)の重要性”を確認するとともに、生協組合員・家族の「安心・安全」の充実に向けて、それぞれの役割を果たしていくことを基本に、“協働”を重視した取り組みを推進してきました。

2022年加入促進の取り組みは、コロナ禍で取り組んだ過去2年の総括をふまえ、「対面」を重視した取り組みを基本に、「結果を出す」ことに拘る取り組みを展開してきましたが、第57期末では、前期に比して、すべての元受共済で加入者数の減少を抑制できたものの、総体的には加入者数・口数とも減少が継続する結果となりました。

退職予定組合員の継続加入の取り組みおよび新入社員等の生協加入の取り組みについては、第57期事業計画の達成および“自家共済”としての持続可能性を堅持していくためにも、極めて重要な取り組みであるとの認識を共有して取り組みを展開しましたが、いずれの取り組みとも昨年実績を下回る厳しい結果となりました。

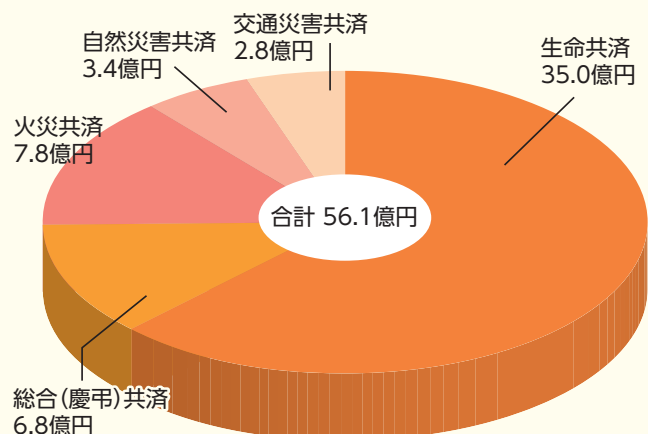
加入状況・共済金支払状況等

生協組合員総数は、現職組合員の減少を退職組合員の増加が上回る微増傾向にありましたが、退職組合員数が減少に転じたことにより、前年同期比2,173人減少の354,826人となりました。組合員比率は、現職56.5%、退職43.5%で、退職組合員比率の上昇が継続しています。なお、遺族組合員は、前年同期比918人増の7,794人となっています。

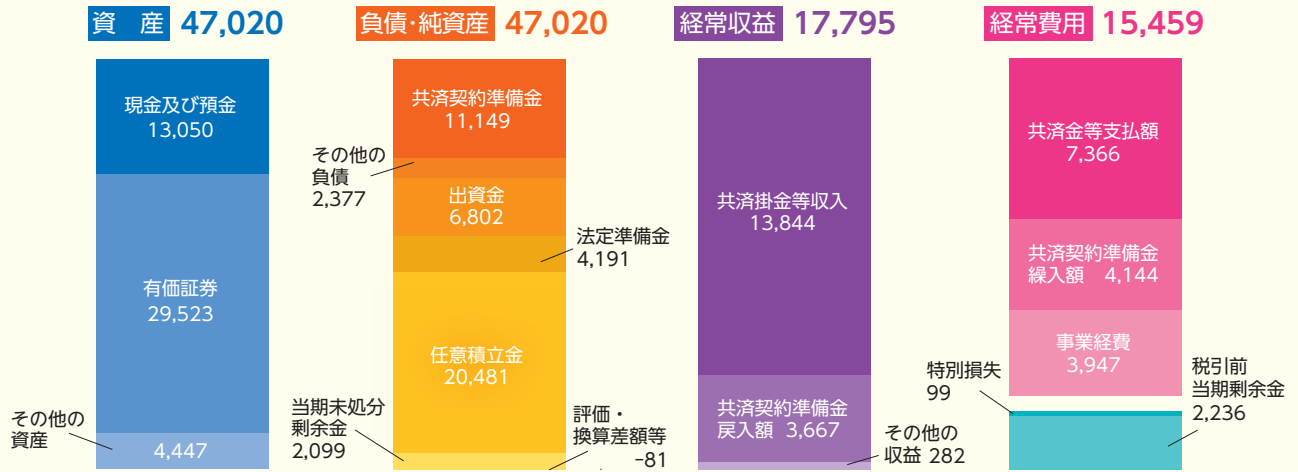
第57期の元受共済掛金収入は、122億87万円となり、第57期の目標の122.3億円は未達となりましたが、5期連続での増収により122億円に達したことは、克服すべき課題は残存するものの、第3期「中期事業計画」の達成に向けた前進と受け止めます。

また、支払共済金については56億1,039万円となりました。総合(慶弔)共済・火災共済の支払いが前年同期比で増加し、一方で他3共済が減少となりました。特に生命共済の支払いが大きく減少しており、トータルでは前年同期比で6億286万円の減少となりました(図1)。

図1 第57期事業別共済金支払い状況



2 事業収支および財務の状況 ※各金額の単位は百万円



経営指標

第57期の修正自己資本比率85.6%、支払余力比率2,055%となり、健全性、安全性は高い水準にあります。
 (注) 支払余力比率については生命共済事業と損害共済事業の両方を実施しているため、生命保険会社または損害保険会社のソルベンシーマージン比率と単純に比較できません。

3 第57期利用分量割戻し

今期の利用分量割戻しについては、火災共済及び生命共済を対象とし、2023年7月31日現在の有効契約に対して、次の基準により行なう予定です。

火災共済 (1口あたり) の割戻単価

利用分量割戻金総額 7.6億円	木造	耐火
	5.6円	2.8円

生命共済 (1口あたり) の割戻単価

本人契約・配偶者契約									子ども契約
~35歳	36~45歳	46~55歳	56~60歳	61~65歳	66~70歳	71~75歳	76~80歳	81~84歳	
180円	210円	290円	450円	640円	1,170円	2,050円	4,030円	7,350円	120円

※利用分量割戻しは原則出資金に振り替えるものとします。また、定款にもとづき当年度分の利用分量割戻しを希望する組合員については、契約証書に手続きをご案内しています。なお、割戻金を振り込みする際の手数料等については、生協組合員のご負担となります。

4 第58期事業計画 (2023年8月~2024年7月)

第3期「中期事業計画」(第57期~第59期)の中間年となる第58期は、中期事業目標の“必達への流れ”をつくる、まさに真価が問われる1年となります。

第58期の事業目標は、①元受共済掛金収入122.7億円、マイカー共済及びMyセーフティの手数料収入7.7億円、③事業経費率は28.5%以内——に設定しました。

具体的には、①基本組織との協働による事業の推進、②事業基盤の再構築に向けた契約の維持・拡大、③人財力の向上とリスクマネジメントの強化——を重点課題に掲げ、事業目標の達成に向け積極的に取り組むこととします。

5 自然災害共済および火災共済の制度改定について

近年の異常気象に起因する風水害の多発化・大規模化により風水害リスクが増大傾向にあることをふまえ、①風水害リスクのコントロールによる健全な制度運営、②風水害保障のより一層の充実——を行なうことが、ご契約者の利益に資するとの観点から、「自然災害共済」および「火災共済」について、2024年12月1日より制度改定を行ないます。

詳細につきましては、キャンペーン時のパンフレット等で改めてお知らせいたします。

主な改定内容

<風水害等共済金の支払要件の見直し>

- ①風水害等共済金の支払い要件を「損害の額が1,000円を超える場合」に変更します。
- ②風水害等共済金の支払方法を「ランク制支払方式」から「実損害額支払方式」に変更します。
- ③付属建物等(カーポート等)の定額保障(一律3万円)から実損害額保障に見直します。

<風水害リスク増大への対応>

- ①自然災害共済の掛金を右記のとおり見直します。

自然災害共済 1口あたりの掛金 (年払)

構造区分	新名称：タイプE (現行 標準タイプ)		新名称：タイプB (現行 大型タイプ)	
	改定後	現行	改定後	現行
木造	130円	105円	180円	155円
耐火構造	70円	65円	100円	95円

(※) 火災共済の掛金は現行のまま据え置きます。